

令和8年度上半期事業譲渡等の手続きについて

事業譲渡等（整備費の助成を伴わない施設に係る設置者の変更を含む。以下、特段の定めがない場合は同じ。）の承認手続きにつきましては、以下のとおり行います。各事業者におかれましては、内容を十分ご確認いただき、円滑な申請手続きにご協力をお願いいたします。

なお、企業主導型保育施設は、企業主導型保育事業費補助金実施要綱及び企業主導型保育事業助成要領等に基づき、設置事業者自ら助成申請を行い、審査を経て助成決定を受けている性質上、現在の設置者において運営が継続されることが基本であり、特にやむを得ない事情がある場合に限り譲渡の承認可否を検討することとしております。各事業者におかれましては、その点十分にご留意の上、手続きをお願いいたします。

手続きの詳細については、「企業主導型保育事業（整備費・運営費）に係る財産処分等承認基準細則」（以下「承認基準細則」という。）をご確認ください。

1. 対象

令和8年度上半期以降に事業譲渡等を予定している企業主導型保育事業設置事業者

2. エントリー受付期間

令和8年6月12日（金）～令和8年7月13日（月）17時迄

（令和8年度下半期にも予定しております。）

※エントリーから子ども家庭庁の審査完了までおおむね6か月程度かかります。

※次年度4月から運営を開始したい場合は、今年度上半期のエントリーが必要です。（下半期のエントリーでは、4月までに審査が完了しません。）

※法人の合併・分社化等に伴う譲渡を予定されている場合は、上記エントリー期間外でも随時ご申請が可能です。その場合、法人の合併・分社化等に伴う譲渡を予定している日の遅くとも3か月前までに協会に申請願います。

なお、法人の合併や分社に伴う譲渡、完全親子会社間の譲渡についてのご案内が令和5年5月25日にポータルサイトに掲載されておりますので、併せてご確認ください。

企業主導型保育事業ポータルサイト>全てのお知らせを見る>お知らせカテゴリ「通知・様式」にて2023.05.25 発出

3. 申請手続き

(1) 審査の流れ

①事前審査エントリー

(令和8年6月12日(金)～令和8年7月13日(月) 17時迄)

エントリー後、ご提出頂く指定日を定め、譲渡に係る提出書類(一次審査及び二次審査に必要な提出書類)をご提出いただきます。(エントリー後、10日程度)

譲渡元事業者、譲渡先事業者ともに予め提出書類をご準備の上、エントリーください。提出書類が期限までに揃わない場合は不承認となります。

↓

②事前審査(一次審査)

<譲渡元事業者>

協会は、先ず譲渡元事業者に対し、譲渡等理由に合理性があるか、審査要件を満たしているかの事前審査を行います。審査の結果、譲渡等理由に合理性が見られない場合や審査要件を満たしていない場合は不承認となります。

<譲渡先事業者>

譲渡先事業者に対し、譲渡等理由に合理性があるか、審査要件を満たしているかの事前審査を行います。審査の結果、譲渡等理由に合理性が見られない場合や審査要件を満たしていない場合は不承認となります。

<譲渡等理由に合理性があるとは認められない場合の一例>

例1) 譲渡等をしなければならない理由が不明確な場合(現在の設置者において事業の継続が可能であると認められる場合等)

例2) 譲渡先における事業の継続に向けた計画が不明確な場合

例3) 現在の設置者において事業の継続が可能であると認められるにも関わらず、税務上の理由等により新規法人を立ち上げ、当該法人に譲渡を行う場合(譲渡元事業者と譲渡先事業者が子会社又はグループ会社の関係である場合等を含む。)

例4) 譲渡等に関して、運営委託事業者や保護者等関係者の合意が得られているとは言えない場合

例5) 譲渡元事業者又は譲渡先事業者において、既存の企業主導型保育施設を譲渡等をする一方で、他の事業者から施設の譲渡等を受ける場合

例6) 区分經理の明確化や財務責任の明確化等を目的としている場合

その他、協会が譲渡等理由に合理性があるとは認められないと判断したものについては不承認となります。

↓

③二次審査

事前審査(一次審査)で承認となった場合、協会において、審査委員会に向け

た個別審査（譲渡元・譲渡先事業者の二次審査）を行います。審査の結果、要件を満たしていない場合はその時点で不承認となります。

※企業主導型保育施設を運営している事業者においては、これまでの協会による指導・監査（特別立入調査を含む。）での文書指摘に対する改善状況についても考慮します。

↓

④審査委員会の審査

協会の事前審査（一次審査）・二次審査で要件を満たしている場合、協会に設置する審査委員会において、譲渡等の目的及び保育の質や継続性等の観点から譲渡元事業者及び譲渡先事業者に対して審査し、不承認の場合は不承認通知をお送りします。

↓

⑤こども家庭庁の審査

審査委員会において承認となった場合、こども家庭庁の審査を行い、承認の場合は承認通知、不承認の場合は不承認通知をお送りします。

※整備費の助成を伴わない施設に係る設置者の変更にあつては、こども家庭庁による確認は行われません。

※承認通知の日付をもって、事業譲渡等が可能となります。こちらを踏まえた上で時期をご検討ください。

※事業譲渡等の承認を受けた後、譲渡先事業者においては、新たに運営費の助成を受けるための審査が別途必要です。

（２）申請方法

①事前審査エントリー

まずは、「事業譲渡等事前審査（一次審査）エントリーシート」（企業主導型保育事業ポータルサイト 既に施設運営中の法人様→各種様式→4. 財務・経理 財産処分→「事業譲渡等事前審査（一次審査）エントリーシート」）を譲渡元事業者からエントリー受付専用アドレス「jouto-entry@kodomon-shiro.jp」宛に令和8年6月12日（金）～令和8年7月13日（月）17時締切（必着）の間に申請ください。

※締め切り時間を過ぎますと、このアドレスは閉鎖されます。

②事前審査（一次審査）

協会による事前審査（一次審査）を行います。書類提出は、Direct Cloud BOX（ダイレクトクラウドボックス）を使用いたします。

令和8年7月13日（月）迄に期限内にエントリーのあった譲渡元・譲渡先の各事業者へ「事業譲渡等エントリーシート」にご記入いただいたアドレスに、Direct Cloud BOXの提出用URLとパスワード、提出期限等のご案内メールが届きます。

各事業者は提出用URLから一次審査及び二次審査に必要な書類の提出を、案内メールが届いてから10日以内（必着）に行ってください。

なお、提出用 URL は期限が過ぎますと使用不可となり、その時点で不足書類がある場合は不承認となりますので、必ず期限を守って提出いただきますようご注意ください。

※詳しい使用方法は、提出用 URL と同時にお伝えします。

③二次審査

事前審査（一次審査）を通過した事業者につきましては、引き続き協会にて二次審査を行います。なお、追加で提出資料を求める場合がございます。

④審査委員会

二次審査を通過した事業者につきましては、審査委員会による審査が行われます。なお、協会より追加で提出資料を求める場合がございます。

⑤こども家庭庁審査

審査委員会審査を通過した事業者につきましては、こども家庭庁による審査が行われます。なお、協会より追加で提出資料を求める場合がございます。

※整備費の助成を伴わない施設に係る設置者の変更にあつては、こども家庭庁による確認は行われません。

（3）納付金

①納付金（助成金の返還）を求めない場合

- ・企業主導型保育事業を10年以上継続する場合の無償譲渡

②納付金（助成金の返還）を求める場合

- ・有償譲渡の場合
- ・10年経過前であつて企業主導型保育事業を継続しない場合の無償譲渡

③納付金額

上記②の有償譲渡の場合は、譲渡の条件等により、以下いずれかの金額を納付することとなります。

- 1) 財産処分納付金額
- 2) 残存年数納付金額

※それぞれの詳細は「承認基準細則」（第5 財産処分納付金の額 1 有償譲渡又は有償貸付）をご確認ください。

※1) の具体的な納付額については、下記【財産処分納付金額の算出例】をご参照ください。

（4）エントリーに当たっての留意事項

【譲渡元・譲渡先事業者共通】

協会（及びこども家庭庁）の承認なく譲渡をすることはできません。

地方自治体への変更届のご提出や提携企業様との利用契約のまき直し等は

譲渡承認後に行っていただくこととなりますので、ご注意ください。

【譲渡元事業者】

①積立資産の取扱い

積立資産は、譲渡元事業者において、同事業者の施設に対する運営方針の下、積立てが行われた資産であるため、当該資産の譲渡先事業者への譲渡は認められません。譲渡元事業者において積立資産がある場合には、返還を求めず（譲渡元事業者の運営終了年度における運営費の完了報告確定後に請求書を発行いたします）。

②改修支援加算の取扱い

改修支援加算は、当初設置した事業者に対し、10年以上継続して企業主導型保育事業を実施する場合に支給される加算であるため、譲渡後は譲渡元事業者には交付されません。

③整備費の助成を受けて保育施設建物の所有権を取得した場合（工事区分が「創設」の場合）

譲渡承認後に保育施設建物の所有名義を譲渡先事業者に変更していただく必要があります。完了報告時に建物の登記事項等証明書を提出いただきますので、併せてご承知おきください。

【譲渡先事業者】

①運営委託

譲渡先事業者が保育事業者型事業を行う場合、施設における保育の実施について運営委託を行うことはできません。

②譲渡日

譲渡日は原則、譲渡が承認された日以降の日付とします。

③譲渡先事業者における事業継続

承認基準細則第4の1（4）に基づき、助成金の返還の条件を付さずに譲渡を承認し、譲渡先事業者が企業主導型保育事業を10年以上継続することが困難になった場合は、助成金の返還（残存年数納付金額の納付）を求めます。また、譲渡先事業者からの更なる譲渡は、原則認めません。

④利用定員

譲渡については、譲渡元事業者と同様の事業の類型種別及び同一の施設定員とします。ただし、施設における有効面積の範囲内での利用児童の年齢構成ごとの定員変更（含む）は、この限りではありません。この場合においても、保育施設全体の定員変更を行うことはできません。

⑤改修支援加算・積立資産

改修支援加算と積立資産は、譲渡元事業者から譲渡先事業者に引き継がれません。また、改修支援加算については、譲渡先事業者からの申請は認められません。

⑥地代・賃借料、賃借料加算について

地代・賃借料や賃借料加算が目的の譲渡については認めません。

なお、譲渡元事業者と譲渡先事業者が同族会社やグループ会社等の場合で、譲渡により新たに地代や賃借料が発生する場合、経済的合理性の観点から当該地代や賃借料を運営費による支出として計上することは認められません。また、賃借料加算については申請できません。

⑦書類等の引継ぎについて

保育施設の運営に支障がないよう必要な書類を譲渡元事業者から引継ぎを受けてください。保育施設を整備した際の書類（「建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証」、「建築図面等」）についても引継ぎを受けてください。譲渡に際しては、利用者様や保育施設で働いている方に丁寧にご説明いただき、不利益等がでないよう十分ご配慮ください。

⑧各種加算について

各種加算については、新規助成決定において審査・決定されるものであり、各種加算の承認を前提に譲渡が承認されるわけではございません。事業譲渡等の承認を受けた後、譲渡先事業者においては、新たに運営費の助成を受けるための審査が別途必要です。

(5) 確認書類

以下、承認基準細則等を事前に確認し、申請くださいますようお願いいたします。

<確認書類>

- ・企業主導型保育事業（整備費・運営費）に係る財産処分等承認基準細則
- ・企業主導型保育事業における財産処分等の手続きについて
- ・企業主導型保育助成事業 事業譲渡等審査基準

※以上、企業主導型保育事業ポータルサイト 既に施設運営中の法人様→通知等→

5. 財務・経理 財産処分をご確認ください。

- ・建築関連資料集

※以上、企業主導型保育事業ポータルサイト 既に施設運営中の法人様→各種様式→2. 助成決定後の申請手続 運営費 をご確認ください。

(6) 提出書類

提出書類については、別紙「財産処分の承認申請（事業譲渡等）に係る提出書類」をご参照ください。

なお、以下の書式は協会指定のものになります。企業主導型保育事業ポータルサイトから様式をダウンロードして内容をご確認いただき、指定様式で資料をご提出願います。

<協会指定書式>

- ・事業譲渡等事前審査（一次審査）エントリーシート

- ・財産処分承認申請書（承認基準細則 別添様式 1）
- ・企業主導型保育事業 譲渡先施設の運営（予定）
- ・事業実施者全体の資金計画書
- ・保育の質に関する調書
- ・保育所保育指針における「全体的な計画（案）」
- ・施設長（園長）（候補者）の履歴書
- ・ガバナンス・コンプライアンスに関する調書
- ・暴力団排除に関する誓約書兼照会同意書

※以上、企業主導型保育事業ポータルサイト 既に施設運営中の法人様→各種様式
→4. 財務・経理 財産処分をご確認いただき、指定様式で資料をご提出願います。

【財産処分納付金額の算出例】

<前提条件>

支出額20,000万円のうち、助成金額が15,000万円、自己負担額が5,000万円

譲渡資産：建物 鉄筋コンクリート造（処分制限期間47年） 経過年数：3年

【有償譲渡】

5,000万円の有償譲渡し、企業主導型保育事業を10年以上継続する場合

<事前確認>まずは、次の①～③の金額を明示する。

| | |
|------|-------------|
| ①譲渡額 | 50,000,000円 |
|------|-------------|

| | |
|---------|--------------|
| ②評価額 ※1 | 190,000,000円 |
|---------|--------------|

※1 評価額は、不動産鑑定額または残存簿価（減価償却後の額）

| | | | | | |
|-----------|--------------|---|-------------|---|--------------|
| ③残存年数納付金額 | 助成金額 | | 残存年数／処分制限期間 | | 残存年数納付金額 |
| | 150,000,000円 | × | 44 / 47 | = | 140,425,531円 |

<算出STEP 1> 譲渡額と評価額の比較による算定基礎額の決定

| | |
|---|--------------|
| 譲渡額と評価額を比較し、譲渡額が評価額に比して著しく低価であるため、評価額を算定基礎額とする。 | 190,000,000円 |
|---|--------------|

<算出STEP 2> 算定基礎額に国庫補助額の割合を乗じた、算定納付金額の算出

| | |
|--|--------------|
| STEP 1で採用した算定基礎額190,000,000円に国庫補助額の割合（3 / 4）を乗じた額を算定納付金額とする。 | 142,500,000円 |
|--|--------------|

<算出STEP 3> 算定納付金額と残存年数納付金額の比較による、財産処分納付金額の決定

| | |
|---|--------------|
| 残存年数納付金額が上限となる。算定納付金額142,500,000円 > 残存年数納付金額140,425,531円 となるため、算定納付金額ではなく残存年数納付金額が最終的な財産処分納付金額となる。 | 140,425,531円 |
|---|--------------|

↓

最終的な財産処分納付金額